

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0202)

第2回 栃木地方最低賃金審議会

令和2年7月30日 公開

開催日時	令和2年7月30日(木)	13時30分～14時10分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 令和2年度中央最低賃金審議会の状況について 2 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使からの意見聴取について 3 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和2年度第2回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 労働者代表委員の鈴木委員、使用者代表の八木委員が欠席。 委員15名中13名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果9名の傍聴申込みがあり、抽選の結果8名となったが、2名欠席となり、本日6名が傍聴することを報告。</p> <p>それでは、この後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
杉田会長	<p>ここから、私の方で議事を進めさせていただきます。 傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するよ</p>

	<p>うお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは最初に、議題（１）の「令和２年度中央最低賃金審議会の状況についてですが、中央最低賃金審議会の審議状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 中央最低賃金審議会の審議状況（目安に関する答申の内容等）について説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今、事務局から説明がありました中央最低賃金審議会の目安に関する答申の内容等について、何か、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御質問などがなければ、次に進みます。</p>
杉田会長	<p>次に議題（２）の「関係労使からの意見聴取について」ですが、7月6日開催の第1回審議会において審議の結果、これを第2回審議会の場で行うこととなり、その後、意見を述べようとする者から、意見書の提出を求める旨の公示を行いました。</p> <p>その結果、「とちぎコープ労働組合」、「佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン」及び「反貧困ネットワーク栃木」、それぞれの代表者から意見書が提出され、そのうち「とちぎコープ労働組合」と「佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン」から、審議会において意見発表を行いたい旨の申出がなされています。</p> <p>関係労使からの意見聴取については、全体の意見発表時間として10分程度、1人当たり5分程度意見発表を行ってもらうこととしております。</p> <p>本年度は、意見発表を行いたい旨意見を述べている2つの団体より意見発表をいただくことといたします。</p> <p>それでは最初に、「とちぎコープ労働組合」から推薦のありました「とちぎコープ労働組合」の永吉さんより意見発表を行っていただきたいと思っております。</p> <p>「とちぎコープ労働組合」の永吉さんは、傍聴席から意見発表席に移動して発表の準備をお願いします。</p>
参考人	<p>【 参考人： 意見発表席に移動 】</p>
杉田会長	<p>ただ今より、「とちぎコープ労働組合」の永吉さんから、意見を発表いただきますが、発言要旨については、お手元の資料の265</p>

<p>参考人</p>	<p>ページ、資料No.IV-1-2にありますので、皆様、御準備いただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、発表をお願いします。</p> <p>私は、2020年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2020年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。</p> <p>最初に、「パート労働白書Ⅶ」から見えてきたものとして、私どもとちぎコープ労働組合が加盟する生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態を明らかにしています。以下は「パート労働黒書Ⅶ」の概略です。</p> <p>生協やその関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが、多くの課題が見えてきました。</p> <p>それでは、概略を申し上げます。①賃金を大幅に上げ、納めた税金を社会保障に回し、安心して暮らせる社会にすること。②最低賃金が1,500円になれば休みを取って子供と過ごす時間が持てること。③貯金を取り崩しながらの生活、自分が倒れたらと、不安があること。④子供が親や、家庭の都合で進学や、部活など制約される実態にあること。⑤今の生活が精一杯の状態、未来の生活が考えられないこと。⑥病院に行きたくてもすぐにはいけないという実態があること。</p> <p>今回の聞き取りでは「ダブルワークをしなければ生活できない」、「消費税が上がり、ますます生活が苦しくなった」、「親の働き方を見て子供が進学をあきらめた」など生協で働く人々をめぐる実態は、ますます過酷な状況になっています。</p> <p>とちぎコープで働く人パート職員にも聞き取りを行いました。子供2人の3人家族。生活のために食費を切り詰め、自分の事は後回しにして子供のために必死に働いています。配送パートで9時30分～16時30分の週5日勤務。時給1,450円で月20日働いたら約170,000円になりますが「せめて月にあと3万円（時給にして230円）あると助かります。」と言います。「今の夢は、子供達がなりたいと思っている仕事についてくれることです。それまで頑張ります。」と言っていました。</p> <p>現在、非正規労働者は2,166万人を超え、非正規率は39.2%となり、賃金200万円以下のワーキングプアが13年連続で1,000万人以上になっています。また、相対的貧困率は、2015年は15.6%、2016年には15.7%ととなり、約6人に1人が相対的貧困になっています。</p> <p>生協労連が実施した「2020年春闘準備のための生活実態アンケート」からも、「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合が</p>
------------	--

これまでで最も高いことがわかりました。年代別では若い世代と、高年齢層での割合が高くなっています。また、「生活が苦しい」と回答した人は60.2%となり、昨年を上回りました。パートやアルバイトなど、かつては家計の補助的労働者と言われてきましたが、現在は主たる生計者として、一人ひとりの賃金が生活するために必要な生計費となっています。

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの人はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。私たちが働くとちぎコープでも、新型コロナウイルスの影響で宅配事業も店舗事業も多忙化し、顧客からの問い合わせや欠品によるクレーム対応に追われる日々が続き、感染リスクを負いながら働き続けてきました。それは今も変わることはありません。

コロナ禍の中だからこそ、コロナの危機を乗り切るためには労働者の生活と地域を守り経済を活性化させることが必要です。

とちぎコープで働く私たちの声を中央最低賃金審議会に向けて届けようと、寄せ書きシートに集め送りました。その中には「埼玉県で暮らす大学生の娘はスーパーでまったく同じ日数・時間でアルバイトをしているのに、私よりだいぶ給料がいい。去年、娘は970円まで時給が上がったけど私は870円。差が開くばかりで何とかしてほしい」など切実な声が上がりました。どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、地域格差をなくしていかなければなりません。

栃木県の最低賃金は853円。全国で取り組んだ最低生計費試算調査では、どの地域でも時間額1,500円以上が必要と分かりましたがその額には程遠く、格差と貧困がますます拡大している中で、私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、暮らせる社会にするために、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実現を、声を大にして強く訴えます。

最後に、本審議会に置かれましては、今回意見陳述の時間をいただき、述べた意見が少しでも最低賃金引上げのきっかけとなり、私たち日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、とちぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。

杉田会長

ただ今の参考人の方の意見発表について、御質問等がありますか。

各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	<p>質問などが無いようですので、「とちぎコープ労働組合」の永吉さんの意見発表を終了とします。</p> <p>「とちぎコープ労働組合」の永吉さん、意見発表ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。</p>
参考人	— 参考人 傍聴席に移動し着席 —
杉田会長	<p>続いて、「労働組合わたらせユニオン」から推薦のありました「わたらせユニオン」の嶋田さんより意見発表を行っていただきたいと思います。</p> <p>「わたらせユニオン」の嶋田さんは、傍聴席から意見発表席に移動して準備をお願いします。</p>
参考人	— 参考人 意見発表席に移動 —
杉田会長	<p>ただ今より、「労働組合わたらせユニオン」の嶋田さんから、意見発表いただきますが、発言要旨については、お手元の資料 301 ページ、資料No.IV-2-2になりますので、御準備いただきたいと思います。</p> <p>それでは、意見発表をお願いいたします。</p>
参考人	<p>わたらせユニオンの嶋田でございます。本年も意見を述べる機会をいただき感謝申し上げます。</p> <p>最初に、新型コロナの感染が続く中でも、最低賃金の大幅な引上げが必要な理由について述べたいと思います。</p> <p>新型コロナ感染が広がる中、わたらせユニオンは何度もコロナ相談会を実施してきました。相談は労働者だけでなく、中小・零細企業の経営者の方からの相談もあり、多くの企業が政府からの資金繰りや雇用における支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されていることを実感しています。一方、労働者からは、非正規雇用労働者を中心に休業による収入減や、解雇、雇い止めなどの相談が相次いでおり、ハローワークの駐車場がいっぱいで道路まで車があふれるというようなリーマンショック後と同じ状況が起きています。</p> <p>今年度、最低賃金の大幅な引上げが必要な理由の1つ目は、リーマンショック後の日本の過ちを繰り返さないことにあります。2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って経済危機を乗り切りました。しかし、先進国の中で、唯一日本だけが、派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで、企業利益だけを確保した結果、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。大</p>

企業の内部留保は激増しましたが、労働者の賃金は下がる一方でした。この20年間、多くの先進国で賃金が上昇する中、唯一日本だけがマイナスになっています。経済危機を理由に最低賃金を抑制するのではなく、国民の消費購買力を回復させるためにも、大幅な最低賃金の引上げが必要です。

理由の2つ目は、新型コロナ感染拡大の中、国民の暮らしを支え続けている、いわゆる「エッセンシャルワーカー」の問題です。エッセンシャルワーカーとは、人間が社会生活を維持するうえで不可欠な仕事に従事している労働者のことであり、コロナ禍の中でその仕事の重要性がクローズアップされてきています。ライフラインなどの生活インフラ、社会インフラを維持する仕事（エッセンシャルサービス）で働く労働者ですが、介護スタッフや保育士、コンビニスタッフ、物流のトラックドライバー、スーパーの店員など、最低賃金の近傍で働く労働者が多くいます。その労働現場では、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えており、不安定な雇用による失業への不安と蓄えがない世界への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖の中で、毎日たたかっています。社会生活の基礎を担う労働（エッセンシャルワーク）の対価として、現在の最低賃金は低すぎます。社会生活の基礎を担う労働に対し、大幅に引上げていく必要があります。それを支える中小企業支援策は、社会政策・経済政策として、大幅な拡充策が求められています。特に、中小企業を中心とした減収分を補填する給付が必要です。

3つ目は、生活保護との比較です。昨年の審議会において、宇都宮における生活保護基準と最低賃金でフルタイム働いて得られる収入の比較について、意見陳述しましたが、生活保護と最低賃金の乖離は実態としては、解消されていません。さらにコロナ禍において休業を命ぜられ、雇用調整助成金等の休業補償を受けるとなれば、いっそう収入が下がります。最低賃金の議論において「企業の支払い能力」などの経済状況を考慮するとすれば、それは最低賃金で普通に暮らせる水準を実現した後のことだと考えます。現状は、生活保護基準にも満たない最低賃金であり、コロナ禍の中でも中小企業対策を拡充することを前提にして、最低賃金の大幅引上げを実現することを要請します。

4つ目は、地域間格差の問題です。新型コロナ感染拡大に伴い、都道府県をまたいだ通勤者の存在が注目されました。また、地方から都市部への人口の流出は年々拡大しています。栃木県は、今年4月、「とちぎ創成15戦略（第2期）実施計画」を策定しましたが、人口流出を防ぐ大きな手立ての一つは、都市部との最低賃金の格差を是正することにあります。全国一律最低賃金の議論が広がっていますが、地方の疲弊を押しとどめるためにも全国一律最低賃金が必要です。都市部との格差解消のためにも栃木県の最低賃金の大幅引上げが必要です。

今日も傍聴を希望しながら抽選で外れて傍聴できない人がいま

	<p>す。これはここ数年続いており、ぜひ、傍聴席を増やすことを実現していただきたい。答申の出た後に異議申出を受けることとなりますが、金額審議を行う小委員会が非公開ではどんな議論が行われたのか分からず、異議申出は答申の結論についてのみコメントすることとなります。是非、全ての議論を公開するか、それができないのであれば、せめて早急な議事要旨の公開を要望します。</p>
杉田会長	<p>ただ今の参考人の意見発表について、御質問等がありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>質問などが無いようですので、「労働組合わたらせユニオン」の嶋田さんの意見発表を終了といたします。 嶋田さん、意見発表ありがとうございました。傍聴席にお戻りください。</p>
参考人	<p>— 参考人 傍聴席に移動し着席 —</p>
杉田会長	<p>続きまして、「反貧困ネットワーク栃木」から提出のあった意見書の内容等について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>— 「反貧困ネットワーク栃木」の意見書内容の要旨報告 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局の説明について、御質問などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に質問などが無いようなので、先ほどの意見発表及び提出のあった意見書、そして要請書の内容も十分に踏まえ、今後の審議に反映させていきたいと思っております。公労使の代表委員の方々には、今後の審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>次に議題（３）のその他ですが、今回、事務局より資料が提出されておりますので、簡潔に説明してください。</p>
事務局	<p>— 資料説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の事務局説明に関して、御質問などございませんか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御質問などが無いようであれば、今後の日程等について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	— 日程等説明 —
杉田会長	ただ今の事務局の説明に関して、何か御質問などございますか。 特にないようであれば、委員の皆様、その他に何かございますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田会長	特に無いようであれば、最後に、本日の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開といたします。 議事録への署名を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —
杉田会長	では、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員をお願いいたします。 以上で、第2回栃木地方最低賃金審議会の審議はすべて終了しました。 これをもって閉会といたします。